加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会規程

(目的)

- 第1条 この委員会は、加東市における地域福祉の向上をはかるとともに、今後のニーズ・福祉課題に対応するため、加東市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)の諮問に応え、加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画を策定することを目的とする。 (名称)
- 第2条 この委員会は、加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(委員)

- 第3条 委員は20名以内で組織する。
- 2 委員の構成は次のとおりとし、委員は会長が委嘱する。
 - ○住民(地域)代表
 - ○当事者・当事者組織代表
 - ○社会福祉関係
 - ○学識経験者
 - ○市行政機関

(任期)

- 第4条 委員の任期は委嘱した日から答申日とする。
- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置くものとする。
- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

(職務)

- 第6条 委員長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議)
- 第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席によって開かれ、その議事は出席委員の過半数を もって決する。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。 (部会の設置)
- 第8条 より実態に即した協議をすすめるため、委員会の下に部会を設置する。
- 2 部会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。 (意見の聴取等)
- 第9条 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、また意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第10条 委員会の庶務に関することは、加東市社会福祉協議会事務局において処理する。 (補則)
- 第11条 この規定に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は委員長が別に定める。
- 2 計画の進捗状況については、理事会において毎年度事業評価を行う。

附則

- 1. この規程は、平成19年5月29日から施行する。
- 2. 最初に召集される委員会は、第7条の規定に関わらず加東市社会福祉協議会会長が招集する。

附則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。